

個別相談会のご案内

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成29年1月1日に施行されます。
育児・介護休業等規定の整備や新たに義務とされた、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じていただくため、個別にご相談に応じます。

- ◆ 日時
平成28年10月から週2回程度（下記参加申込書のとおり）
※1月以降は、東京労働局ホームページにて随時ご案内いたします。
- ◆ 会場
東京労働局共用会議室（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階）
東京メトロ東西線／半蔵門線、都営新宿線 九段下駅（6番出口） 徒歩5分
※駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ◆ お申込み
事前に、下記申込票をFAXにて送付してください。
日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

★個別相談会では、以下の①②についてご相談をお受けします。**必ず、希望されるご相談内容の番号に○を付けてお申し込みください。**

- ①育児・介護休業等に関する規定整備方法に関すること
- ②いわゆるマタハラ防止措置に関すること

※改正法の内容そのものに関するご相談は、できる限り電話でのお問い合わせをお願いいたします。

★「無期転換ルール」(※)に関する相談コーナーも設置します

当日「無期転換ルール」に関する相談を希望される場合、下記申込書の③に○を付けてください。
(受付時間：10時～16時) 予約がなくとも、①②の相談後にお立ち寄りいただくことも可能です。また、相談会開催日以外も、随時14階指導課でも相談を受け付けています。

(※) パートタイム労働者等、有期契約の方を期間の定めのない契約に転換する法制度。

【お問い合わせ先】東京労働局雇用環境・均等部 指導課

①②両立担当、③労働契約法担当（電話番号は、いずれも03-3512-1611）

～ 参加申込書（11、12月分）～

申込みFAX番号 03-3512-1555

企業名		ご相談内容						○をつけてください（複数可） ①・②・③				
ご出席者職氏名		ご連絡先（TEL）										
ご希望の 日時 （第三 希望ま でご記 載くだ さい）		11月						12月				
		8(火)	9(水)	15(火)	17(木)	25(金)	28(月)	29(火)	12(月)	20(火)	22(木)	
		9:30-10:30			×							
		10:45-11:45			×							
		13:00-14:00					×					
		14:15-15:15					×					
15:30-16:30					×		×					

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。